

いわて県民情報交流センター 重油タンク洗浄等業務仕様書

1 目的

非常用発電設備に要するタンク内の重油を抜取り、清掃するとともに、併せて重油を給油し、当該設備の機能を維持しようとするもの。

2 業務場所

盛岡市盛岡駅西通一丁目7番1号 いわて県民情報交流センター（アイーナ）

3 業務期間

契約締結日の翌日から令和6年1月31日まで

4 業務内容等

(1) 業務内容は次のとおり

① 地下タンク残油抜取内部洗浄作業	1 式
② 抜油収集・運搬（12KLタンクローリー）	1 台
③ A重油給油（地下タンク分）12,000L	1 台
④ サービスタンク残油抜取内部洗浄作業（延長ホース含む）	1 式
⑤ 抜油収集・運搬（4KLタンクローリー）	1 台

(2) 本業務は、施設管理者の指定する期間・時間を実施するものとする。

(3) 業務実施の際に必要な機材工具は、受託者が用意するものとする。

(4) 業務に必要な消耗品の交換は本業務に含むものとする。

(5) 本業務の実施にあたっては、本業務と密接に関連のある非常用発電機等の点検業務受託者と確認時期を調整し、効率的な業務を実施すること。

(6) 清掃作業は、次により実施するものとする。

ア 貯蔵タンク及び配管内の危険物を完全に除去すること。

イ 貯蔵タンク及びサービスタンク内において、タンク壁面及び底部の汚れは洗浄油で洗浄の上、全面にわたってウェス等で拭き取り清掃すること。

ウ 貯蔵タンク・サービスタンク・オイルバーナ間のパイプラインは、給油及び返油の残油を拭き取り清掃すること。

エ 清掃作業は、必要に応じて、配管等の継手類を一時的に取り外して行うこと。ただし、作業終了後直ちに原型に復旧すること。

オ タンク内部に入る場合には、ガスへの引火及び酸欠等に十分注意するものとし、使用する機器は引火を防止するタイプとすること。

カ タンク周囲を油等で汚した場合には、ウェス等で拭き取り清掃すること。

(7) 清掃で取り除かれた廃油・スラッジについては、産業廃棄物として発注者が指定する処分場へ直接運搬すること。ただし積替保管施設を有している場合にあっては、積替保管を可とするが、法令に基づき、かつ、契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行うものとする。なお、産業廃棄物の運搬については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3に規定する産業廃棄物管理票に従って行うこと。

5 担当職員等

本業務に係る担当職員は、契約締結後に通知する。

なお、いわて県民情報交流センター内での作業に係る日程等は指定管理者維持管理担当と調整すること。

6 届出手続き等

業務上必要な届出、手続等は速やかに行い、その費用は全て受注者の負担とする。

7 業務の記録

本業務が完了したときは、完了届とともに下記の写真（プリンタによる出力可）を提出する。

区分	分類規格	撮影枚数	部数
業務前	カラーサービス版	担当職員の指示による	2
業務中	同上	同上	2
完了時	同上	同上	2

8 提出書類

- (1) 業務工程表（様式自由）
- (2) 業務完了報告書（業務完了直後）
- (3) その他県が必要と認めるもの

9 完了確認

発注者は、業務完了報告書の提出があったときは、速やかに完了確認を行うものとする。

10 その他

- (1) 本仕様書に記載されていない事項については、担当職員と協議の上定めるものとする。
- (2) 受託者は、関係法令に照らし適法に処理すること。
- (3) 処分に際してマニフェスト票（A票及びD票又はA票及びE票）の写しを担当職員に提出すること。